

倉吉市上下水道局企業管理規程第4号

倉吉市上下水道局職員就業規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局職員就業規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

(倉吉市上下水道局職員就業規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局職員就業規程(昭和57年倉吉市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線(及び太枠)で示すように改正する。

改正後	改正前
(旅費) 第10条 職員の旅費については、 <u>倉吉市職員等の旅費に関する条例</u> (昭和28年倉吉市条例第32号)及び <u>倉吉市職員等の旅費に関する条例施行規則</u> (昭和29年倉吉市規則第4号)の定めるところによる。	(旅費) 第10条 職員の旅費については、 <u>倉吉市職員の旅費に関する条例</u> (昭和28年倉吉市条例第32号)及び <u>倉吉市職員の旅費に関する条例施行規則</u> (昭和29年倉吉市規則第4号)の定めるところによる。

(倉吉市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局会計規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資金前渡、概算払及び前金払) 第27条 略 2～4 略 5 資金前渡を受けた者又は概算払を受けた者は、支払の事務を完了し、若しくは中止した日又は概算払に係る経費の履行が完了した日から10日以内に証拠となるべき書類を添えて、残金がある場合にはその残金を添えて、精算しなければならない。ただし、 <u>旅費の概算払の精算については、倉吉市職員等の旅費に関する条例</u> (昭和28年倉吉市条例第32号) <u>第8条</u> に定めるところによるものとする。 6 略	(資金前渡、概算払及び前金払) 第27条 略 2～4 略 5 資金前渡を受けた者又は概算払を受けた者は、支払の事務を完了し、若しくは中止した日又は概算払に係る経費の履行が完了した日から10日以内に証拠となるべき書類を添えて、残金がある場合にはその残金を添えて、精算しなければならない。ただし、 <u>旅費の概算払の精算については、倉吉市職員の旅費に関する条例</u> (昭和28年倉吉市条例第32号) <u>第10条</u> に定めるところによるものとする。 6 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の倉吉市上下水道局会計規程第27条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。